

「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について

(経緯)

平成15年6月の地方自治法の一部改正を受け、福祉会館の管理に当たって指定管理者制度を導入してきた。

指定管理者制度の導入により、福祉会館の目的である地域におけるふれあい施設としての役割維持しながら費用対効果を高めてきたところであり、今後も福祉会館の指定管理者制度導入を順次図っていく。現在、15館中10館に対して指定管理者制度を導入しており、平成27年4月1日から思井福祉会館（地域ふれあいセンター及び児童センター）の管理を指定する法人その他の団体に行わせるため流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

(改正の内容)

思井福祉会館の管理を指定管理者に行わせるため、流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正して指定管理者による管理施設に思井福祉会館を追加し、指定管理者が行う業務の範囲に思井地域ふれあいセンター業務及び思井児童センター業務を追加します。

第5条の2（指定管理者による管理）

（11）思井福祉会館を追加します。

第5条の3（指定管理者が行う業務の範囲）

第1項第2号に思井福祉会館を追加します。

(添付書類)

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表